

仕様書

1. 件名

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構千葉地区の健康診断

2. 目的

労働安全衛生関連の法令等（以下、法令等）に基づき、量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という）職員の定期健康診断及び特殊健康診断等を実施し、職員の健康状態を把握した上で、適切な就業上の措置や保健指導を行っていくことを目的とする。

3. 実施期日等

（1）契約期間： 令和8年4月1日～令和9年3月31日

（2）実施日（別途協議にて決定する）

上期集団健康診断（以下、「上期」）は、令和8年7月末までに、下期集団健康診断（以下、「下期」）は令和9年1月までに、それぞれ実施する。

実施時期については法令等に則り、前回の健康診断から6ヶ月を越えない時期に実施すること。

なお、上期・下期以外の健康診断については、随時、QSTが依頼する日に実施すること（以下、「随時健診」）。

（3）実施最低日数

上期については、土日・祝日を除く連続した6日間以上とし、そのうち2日以上、歯科特殊健康診断（以下、「歯科」）を同時に実施する。

下期については、土日・祝日を除く連続した3日間以上とし、そのうち2日以上、歯科を同時に実施する。

（4）実施時間

受付時間は8：30～12：00を基本とし、身体障害及び性別違和等（以下、「ダイバーシティ」）により受診者が配慮を希望する場合は、受付時間を延長する等の配慮を行うこと。ダイバーシティについては事前にQST担当者と協議を行うこと。

（5）打ち合わせの実施

- ・契約後すみやかに基本的事項の確認及び各健康診断についての概要調整。
- ・集団健診前に実施詳細について調整。
- ・都度、必要が生じた場合。

4. 実施場所

（1）上期及び下期の健診（以下、集団健診）について

千葉県千葉市稲毛区穴川4-9-1

QST内のQSTが指定する場所（講堂ほか）

ただし災害等やむを得ない事情が生じた場合は、QST外のQSTが指定する場所

（2）随時健診について

受注者の指定する病院、診療所、クリニック、健康診断機関のいずれかの施設で、JR稲毛駅より公共交通機関を利用して、片道1時間半までの移動時間の距離にあり、施設の最寄り駅若しくはバス停留所より徒歩10分以内の場所にあること。

5. 実施人数

各検査項目の予定人数（概算）については、別紙1を参照のこと。

6. 実施内容

検査項目は別表（検査項目一覧）記載のものとする。なお、別表の「内容・規格」欄に記載がある検査項目は、その記載内容に応じて実施すること。ただし法令等を優先すること。また、「内容・規格」欄に記載がないものについては、法令等に基づき実施す

ること。

- (1) 定期健康診断
 - (2) 特定業務従事者の健康診断（配置替え時の健康診断を含む）
 - (3) 特殊健康診断（配置替え時の健康診断を含む）
 - ① 特定化学物質健康診断（歯科医師による健康診断を含む）
 - ② 有機溶剤健康診断
 - ③ 電離放射線健康診断
 - (4) 雇入時の健康診断
 - (5) 海外派遣労働者（6か月以上）の健康診断
 - (6) 復職時健康診断
 - (7) QST 病院職員等に対する肝炎検査
 - (8) 実験動物取扱い従事者に対する検査（QST の規程に基づく）
 - (9) 通達（昭和 31 年 5 月 18 日付け基発第 308 号ほか）で示される健康診断のうち、レーザー業務従事者の健康診断（QST の規定に基づく）
 - (10) 生活習慣病健康診断
 - (11) 原子力健康保険組合が実施する生活習慣病健康診断（(1) と同時に実施すること）
 - (12) 特殊健康診断の再検査（一時健康診断と同項目）
- ※ 同時に実施する健康診断及び検査について、受診者ごとに検査項目が重複する場合には、当該検査項目は一度のみの実施とし、重複して検査を実施しないこと。
- ※ 検査項目は都度 QST の指示で、一部の省略を可能とすること。
- ※ (1) から (5) の健康診断について、関連する法令等の改正に伴い、受注者の責任の下、法令を遵守して実施すること。検査項目に変更が生じる場合は、事前に QST 担当者へ連絡し、必要な書類を提出すること。
- ※ (11) の健康診断については、受注者と原子力健康保険組合（以下、「健保」）が直接契約を行うこと。費用請求についても直接、健保へ行うこと。

7. 実施要領

7. 1. 集団健診について

(1) 対象者名簿等

集団健診を受診する者の名簿は 4 週間前までに、QST より受注者に電子媒体で提出する。QST 書式の問診票（電離放射線健康診断）等については 3 週間前までに、QST より受注者に紙媒体で提出する。尚、健診対象者及び健診内容については、提出後の変更を可能とすること。

(2) 受診資材について

健診の実施 10 日前までに受診資材（受注者様式 1 部）を QST へ提出すること。受診票には担当者が指示する情報を記載すること。納品に際しては、QST 担当者の指示する順番に並べること。受診素材は受診者ごとに個別に封緘し、所属・氏名は表面から判読可能なこと、それ以外の個人情報は見えないようにすること。事前に配布が必要な資材及び QST 書式の問診票等はすべて同封すること。なお受診者への一律に配布する QST 書式の注意事項等の案内用紙が発生する場合は、QST より原本をデータ提出し受注者が同封すること。

また、予備の資材・封筒等を必要数、集団健診前に QST へ納品すること。

(3) 人員、機材について

健診に必要な人員、器具、機材については全て受注者の責任と負担において準備し、支障のないようすること。ただし、機材のうち会場及び QST が所有する備品（椅子、テーブル、トランシーバー、延長コード等）、電力については無償で使用できるものとする。

人員について、会場が複数個所となる場合は、混雑状況を常に把握し、受診者が長時間待つ等支障がないよう、十分な人員配置を行うこと。

(4) 医師及び技師について

女性受診者限定の健診日時については、内科医師は半数以上を女性、胸部 X 線技師及び心電図検査員については女性のみ、腹部超音波検査については半数以上を女性とする（以下女性スタッフ）。女性受診者限定の健診日時に、上記検査において男性が含まれる場合は、受診者への周知文を検査会場に掲示し、受診者からの申し出があれば女性スタッフによる

検査を受検させること。

(5) 人員及び車両等の名簿提出

人員及び車両については、健診日ごとに名簿を作成し、健診の1週間前までにQST担当者へ提出すること。車両を留め置く場合は、少なくとも1か月前までにQST担当者へ申し出ること。名簿の書式等については、QST担当者の指示に従うこと。

(6) 安全管理について

健康診断中は、受診者等の安全管理に努めること。持ち込んだ資材等の管理を徹底し、破損・紛失等についてQSTは一切責任を負わないものとする。また、QSTが所有する備品の損傷等への賠償については、都度QSTと協議する。

(7) 健診会場の表示について

検査名、順路及び注意事項等の掲示物（表示）については受注者が準備すること。

(8) 健康診断終了後は、受診者名簿、未受診者名簿、各検査の未実施名簿及び後日尿^{注1}リストを作成し、1週間以内に電子媒体(Excel)で提出すること。ただし、各検査の未実施名簿及び後日尿リストについては健康診断最終日に提出可能な場合は、紙媒体での提出も可能とする。なお、後日尿を健診期間中に提出した受診者については、後日尿リストより除外すること。

(9) 後日尿については少なくとも2日実施すること。実施については都度、QSTと協議すること。

注1) 後日尿：女性受診者のうち、生理または不正出血等で健診期間中に尿の提出ができない者に対して、後日、最低2日を提出日とし、QST担当者が尿検体をとりまとめ、受注者が検体回収を行うこと。後日尿の結果は、一次健康診断に入れること（尿検査日は一次健診日とする）。

7. 2. 隨時健診について

(1) 対象者名簿等について

受診する者の名簿、受診希望日等、受診に必要な事項についてQSTより受注者に電子媒体で提出する。

(2) 受診資材について

7. 1. (2)に準ずる

(3) 受診日について

健康診断の種類に拘らず、受診日は対象者の希望を優先すること。対象者の希望日以降の受診日となる場合は、希望日より4週間を超えない受診日を調整すること。

なお各健康診断で曜日や時間等が限定される場合や、健診資材に同封する受注者様式の案内用紙に記載されていない受診時の諸注意（マスク着用等）がある場合は、契約後すみやかにQST担当者へ書面等で伝えること。

(4) 隨時健診時の歯科について

受注者の指定する病院、診療所、クリニック、健康診断機関等で実施し、受注者よりQSTへ費用請求することが望ましい。実施困難な場合は受注後すみやかにQST担当者と協議を行うこと。

7. 3. 電離放射線健康診断について

(1) 電離放射線健康診断（以下、「電離健診」）の受診票は、QST書式の「放射線業務従事者の健康診断問診票（以下、「電離問診票」）」のみ使用する。書式及び問診票への医師の記載事項については別紙2を参照のこと。

(2) 業務歴、作業内容、線量等の問診記載については、電離問診票に記載されたもののみとする。

(3) 血液データと問診票の提出

QSTが指定する受診者については、血液データおよび電離問診票を、受診日より2週間以内にQSTに提出すること。

7. 4. その他

- (1) 受注者のデフォルト等で、仕様書にない検査項目が自動追加等される場合は、受注後すみやかにQST担当者と協議すること。
- (2) 個人情報の取り扱いについての“受診者の同意”について
「同意しない」受診者に対して、受注者が同意を求めると同時に、「事業所、共済及び健保への情報提供についての同意を含む、“一部同意”」を認めること。

8. 結果報告

8. 1. 集団健診について

(1) 個人、事業所への結果報告について

健診結果報告書には少なくとも前回の健康診断結果が併記されることが望ましい。
受注したすべての健康診断及び検査において、結果報告書として紙媒体で、個人用1部、事業所用を1部提出すること。提出期限は実施後1ヶ月以内とする。事業所用の紙媒体については、QSTの指定する分け方・並び順等で提出すること。

健保が実施する健康診断の結果についても、QSTが実施する健康診断の結果報告に含めること。

検査項目及び結果一覧を電子媒体で作成し提出すること。形式はQSTの指定する書式とすること。なお、QST職員と派遣職員に分けて提出すること。検査項目及び結果一覧には職員番号・氏名・所属・生年月日・性別・受診日を入れること。

(2) 個人用結果報告書について

要精査及び要治療については、QSTで指定する書式（受診結果報告書等）を、個人結果報告書に同封すること。

報告書は個別に封緘し、所属・氏名は表面から判読可能のこと。それ以外の個人情報は見えないようにすること。

(3) 紹介状について

QST担当者からの求めに応じて、要精査及び要治療については、紹介状を作成すること。

(4) 電離放射線健康診断について

8. 1. (1)の結果報告書に記載する事項は、受診日及び血液検査データのみで良いものとする。

(5) 保険者（文科省共済組合（以下、「共済」）及び健保）への結果報告について

上期の定期健康診断結果について、保険者（共済及び健保）が指定する様式にて資料を作成し、電子媒体にて、保険者が指定する提出先に提出すること。

(6) 労働基準監督署への結果報告に関する資料の提出について

①定期健康診断結果報告書

②特定化学物質健康診断結果報告書

③有機溶剤等健康診断結果報告書

④特定業務従事者健康診断

について各々の報告書書式（労働基準監督署様式）に従い、検査項目、実施者数、有所見者数を、健康診断ごとに分けて作成し提出すること。

(7) 二次（労災）健康診断対象者名簿を8. 1. (1)と同時に提出すること。

(8) その他、必要とするものは別途協議し、提出すること。

8. 2. 隨時健診について

(1) 個人、事業所への結果報告について

8. 1. に準ずる。

(2) 個人用結果報告書について

要精査及び要治療については、QSTで指定する書式（受診結果報告書等）を、個人結果報告書に同封すること。

報告書は個別に封緘し、所属・氏名は表面から判読可能のこと、それ以外の個人情報は見えないようにすること。

(3) 紹介状について

QST担当者からの求めに応じて、要精査及び要治療については、紹介状を作成すること。

(4) 電離健診について

8.2. (1) の結果報告書に記載する事項は、受診日及び血液検査データのみで良いものとする。

(5) 労働基準監督署への結果報告に関する資料の提出について

- ①定期健康診断結果報告書
- ②特定化学物質健康診断結果報告書
- ③有機溶剤等健康診断結果報告書
- ④特定業務従事者健康診断

①～④について、上期においては4月から9月までの受診者について、下期については12月から2月までの受診者について、各々の報告書書式(労働基準監督署様式)に従い検査項目、実施者数、有所見者数を、健康診断ごとに分けて作成し、上期は10月初旬までに、下期は3月初旬までに提出することが望ましい。ただし、集団健診と随時健診を分けて提出することは可能であるが、事前にQST担当者と協議すること。

(6) その他、必要とするものは別途協議し、提出すること。

9. 提出書類

	書類名	部数	提出期限	備考
(1)	受診者名簿及び未受診者名簿	各1部	健康診断終了後1週間以内	電子媒体
(2)	各検査の未実施者名簿及び後日尿リスト	1部	健康診断終了直後～1週間以内	7.1. (8) に拠る
(3)	健診結果報告書	3部	健康診断終了後1か月以内	個人用及び事業所用紙媒体各1部
(4)	検査項目及び結果一覧(QST職員及び派遣職員)	各1部	健康診断終了後1か月以内	電子媒体(QSTが指定する書式)
(5)	労災二次健康診断対象者リスト	1部	健康診断終了後1か月以内	紙媒体または電子媒体
(6)	心電図	1部	健康診断終了後1か月以内	要精査・要医療・継続治療判定のもの
(7)	心電図有所見者リスト	1部	健康診断終了後1か月以内	紙媒体または電子媒体
(8)	胸部X線検査有所見者リスト	1部	健康診断終了後1か月以内	紙媒体または電子媒体
(9)	腹部超音波検査有所見者リスト	1部	健康診断終了後1か月以内	紙媒体または電子媒体
(10)	眼底検査有所見リスト	1部	健康診断終了後1か月以内	紙媒体または電子媒体
(11)	労働基準監督署への結果報告に関する資料	各1部	令和7年10月中旬までに	紙媒体または電子媒体各1部
(12)	10項に定める書類	1部	契約締結後速やかに	コピー可
(13)	画像データ ^{注1)}	都度指定	都度指定	QSTの指示による
(14)	その他	都度指定	都度指定	QSTが必要とする書類

注1) QST担当者の指示による画像データの提供については、原則無償とする。

10. 受注者に必要な資格

(1) 公益社団法人全国労働衛生団体連合会実施の労働衛生サービス機能評価事業の認定を受けていること。

- (2) ISMS 認証またはプライバシーマークのいずれかを取得していること。
- (3) 胸部 X 線撮影(指定撮影法に限る)に係る公的機関の外部精度管理評価を受けており、精度に問題がないこと。
- (4) 血液検査に係る公的機関の外部精度管理評価を受けており、精度に問題がないこと。
- (5) 胸部 X 線二重読影を行う医師のうち少なくとも 1 人は呼吸器科専門医や放射線科専門医などの十分な経験を有する医師が行うこと。
- (6) 腹部超音波検査を担当する検査技師等は、同検査の経験を十分に積んでいること。
- (7) 提出書類
 - ① 10. (1) を示す認定証の写
 - ② 10. (2) を示す登録証の写
 - ③ 10. (3) を示す評価結果の写
 - ④ 10. (4) を示す評価結果の写
 - ⑤ QST の求めに応じて、読影を行う医師のリスト(取得専門医名、経験年数等)

1 1. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

1 2. その他

- (1) 本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議の上、その決定に従うものとする。
- (2) 予定数量に増減が生じた場合でも異議を申し立てないこととする。
- (3) QST が提供した対象者名簿等の個人情報データについては、業務終了後、速やかに処分すること。
- (4) 受注者は請け負った健康診断の結果等のデータについて、法令で定められた保管期間満了後、適切に処分すること。

1 3. 検査

履行完了後、QST 職員が、所定の要件を全て満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。